

山梨県公報

第七百九十二号

平成十九年

九月十日

月 曜 日

目次

告示
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………六四九
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)……………六五五
 大月都市計画の変更案の縦覧……………六五八
 富士北麓都市計画の変更案の縦覧……………六五八

告示

山梨県告示第三百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年九月十日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

市町村名	早川町			土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
	奈良田の1	急傾斜地の崩壊				
	奈良田の2	急傾斜地の崩壊				
奈良田の3	急傾斜地の崩壊					

奈良田の3	2	急傾斜地の崩壊
奈良田の3	3	急傾斜地の崩壊
白沢		急傾斜地の崩壊
清岡の1		急傾斜地の崩壊
清岡の2		急傾斜地の崩壊
上湯島の1		急傾斜地の崩壊
上湯島の2	1	急傾斜地の崩壊
上湯島の2	2	急傾斜地の崩壊
上湯島の3	1	急傾斜地の崩壊
上湯島の3	2	急傾斜地の崩壊
下湯島の1		急傾斜地の崩壊
下湯島の2		急傾斜地の崩壊
茂倉の1		急傾斜地の崩壊
茂倉の2		急傾斜地の崩壊
新倉の1		急傾斜地の崩壊
新倉の2		急傾斜地の崩壊
新倉の3	1	急傾斜地の崩壊
新倉の3	2	急傾斜地の崩壊
中州の1		急傾斜地の崩壊

北村の1	老平	馬場	久田子 2	久田子 1	戸屋	大島の3	古屋	白石の2	白石の1 2	白石の1 1	西之宮 3	西之宮 2	西之宮 1	塩島の2	塩島の1	大原野	中州の2 2	中州の2 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山吹	樽坪の2 2	樽坪の2 1	樽坪の1 2	樽坪の1 1	千須和 2	千須和 1	柿島	小縄 6	小縄 5	小縄 4	小縄 3	小縄 2	小縄 1	葉袋	室草里	雨畑の2・原村	3	雨畑の1・北村の
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下黒桂沢	蕨沢	下西之宮沢	雨畑沢	初鹿島川	初鹿島川右支	差越	長畑	北村の2	下見原の2	下見原の1	戸川の3	戸川の2	戸川の1	夏秋3	夏秋2	夏秋1	初鹿島の2	初鹿島の1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

薬袋沢左支	薬袋沢	上湯島沢	女滝沢	上女滝沢	埋沢川	差越沢	樽坪沢	千須和沢	大原野沢	中州沢	上中洲沢	涸沢	奈良田沢	南上湯島沢	别当沢	南别当沢	濁沢	黒桂沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

赤沢 3	赤沢 2	赤沢 1	小縄 4	小縄 3	小縄 2	小縄 1	塩之上 4	塩之上 3	塩之上 2	塩之上 1	樽坪沢右支	千須和沢の2	南山沢	塩島沢	芹沢	金骨沢	雄滝沢	板草里沢
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

早川町												市町村名		身延町						
上湯島の3 1	上湯島の2 2	上湯島の2 1	上湯島の1	清岡の2	清岡の1	白沢	奈良田の3 3	奈良田の3 2	奈良田の3 1	奈良田の2	奈良田の1	区域の名称	土砂災害特別警戒	上沢	下小原島沢	小原島沢	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項			次の図のとおり (図面省略)			

白石の1 1	西之宮 3	西之宮 2	西之宮 1	塩島の2	塩島の1	大原野	中州の2 2	中州の2 1	中州の1	新倉の3 2	新倉の3 1	新倉の2	新倉の1	茂倉の2	茂倉の1	下湯島の2	下湯島の1	上湯島の3 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小縄 4	小縄 3	小縄 2	小縄 1	葉袋	室草里	雨畑の2・原村	3 雨畑の1・北村の	北村の1	老平	馬場	久田子 2	久田子 1	戸屋	大島の3	古屋	白石の2	白石の1 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下見原の1	戸川の3	戸川の2	戸川の1	夏秋3	夏秋2	夏秋1	初鹿島の2	初鹿島の1	山吹	樽坪の2 2	樽坪の2 1	樽坪の1 2	樽坪の1 1	千須和 2	千須和 1	柿島	小縄 6	小縄 5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

樽坪沢	千須和沢	大原野沢	中州沢	上中洲沢	酒沢	南上湯島沢	南別当沢	濁沢	黒桂沢	下黒桂沢	蕨沢	雨畑沢	初鹿島川	初鹿島川右支	差越	長畑	北村の2	下見原の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十九年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸省工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田八百九十五番地
 - 3 代表者の氏名 堀内省次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一三五一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十九年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社高橋鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平千二百九十二番地
 - 3 代表者の氏名 高橋正人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第五五七三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

身延町		差越沢	土石流
埋沢川	土石流		
上女滝沢	土石流		
女滝沢	土石流		
上湯島沢	土石流		
葉袋沢	土石流		
葉袋沢左支	土石流		
板草里沢	土石流		
雄滝沢	土石流		
金骨沢	土石流		
芹沢	土石流		
塩島沢	土石流		
南山沢	土石流		
千須和沢の2	土石流		
樽坪沢右支	土石流		
小原島沢	土石流		
下小原島沢	土石流		
上沢	土石流		

平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社篠塚鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市大和町日影千三百七十九番地
 - 3 代表者の氏名 篠塚建夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一四)第六五七二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲信ネオ工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千五百九十六番地
 - 3 代表者の氏名 玉井高治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特一四)第九三九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 望月工務店

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千番地

3 代表者の氏名 望月時雄

三 許可番号 山梨県知事許可(般一六)第一四七一号

四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年七月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社フカサワ
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡鵜沢町千五百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 深澤俊彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一四)第一一九〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 積和建設山梨株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉四丁目二番二十四号
 - 3 代表者の氏名 最上裕史
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一六)第八〇六〇号

- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 内田技研
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山西広門田百十二番地
 - 3 代表者の氏名 内田健一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八三七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大久保管工
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町青柳町千三十三番地四
 - 3 代表者の氏名 大久保薫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七六八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大和開発株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市大和町日影二百十六番地九
 - 3 代表者の氏名 中島吉治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第二二四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年七月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年八月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸一推進
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市山之神千五百二十二番地七十九
 - 3 代表者の氏名 小西秀雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第七九四〇号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成十九年八月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社エム・ティーコーポレーション

2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡二千九百七十番地一

3 代表者の氏名 竜沢昌征

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八三八九号

四 処分の内容 大工工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 大月都市計画の変更案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

● 大月都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

大月都市計画道路

（三・五・一）号 大月駅前通り線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

大月市花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課

大月市大月二丁目六番二〇号 大月市地域整備課

四 縦覧期間

平成十九年九月十二日から同月二十五日まで

● 富士北麓都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年九月十日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画道路

（三・三・十）号 船津小海線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

大月市花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課

南都留郡富士河口湖町船津一七〇〇番地 富士河口湖町都市整備課

四 縦覧期間

平成十九年九月十二日から同月二十五日まで